

2013年5月28日  
日本銀行  
金融機構局  
金融高度化センター

金融高度化セミナー「中小企業金融の多様化に向けた電子記録債権等の活用」  
(2013年4月24日開催)における講演「中小企業金融の多様化に向けて」要旨

日本銀行 金融機構局 金融高度化センター長 米谷達哉

本日は、全国から多くの方々にご参加いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

金融高度化センターでは、従来から取り組んでいる「金融機関のリスク管理手法」の高度化に加え、最近では、企業金融の円滑化や金融機関の融資手法の多様化にも焦点を当てています。一昨年はABL(Asset Based Lending)、昨年は中小企業の事業再生を取り上げ、金融高度化セミナーを開催しました。本日のセミナーは、そうした問題意識の下、電子記録債権の活用など、中小企業金融の多様化の動きを掘り下げる内容としています。

本日は二部構成となっています。第一部では、売掛債権のABLとしての活用や流動化について扱います。また、第二部では、この2月から「でんさいネット」がスタートしたことで拡大が見込まれる電子記録債権の活用について焦点を当てています。

## 1. 中小企業の資金調達の現状(資料 P2~3)

中小企業向けの貸出は、90年代半ばから減少トレンドを辿っています。

これを中小企業の資金調達の観点からみると、「金融機関からの借入」の割合が低下する一方で、「内部留保」を増やして資金繰りに充てていることがわかります。この間、「企業間信用その他」(支払手形や買掛金のほかグループ会社からの借入金等を含む)の割合は、「金融機関からの借入」を凌駕しています。

本日のテーマは、この「企業間信用」の中でも、特に売掛金と受取手形を合わせた売上債権をうまく活用することで、いかに中小企業の資金繰りの効率化を図るか、また、それをどのように「金融機関借入」に結び付けていくか、に焦点を当てています。

## 2. 売掛金の活用

### ①売掛金の活用の重要性(資料 P4~5)

中小企業の売上債権、仕入債務の動向を比較してみると、98年度のような金融システム不安時を除くと、与信超過の状態が続いており、最近では、それが拡大しています。

また、その中身をみると、本来流動化が容易な受取手形が減少していることから、売上債権の中でも、売掛金を中小企業の資金繰り改善に活用していく重要性が、以前より増していると思います。

## ② ABLとしての活用(資料 P6～10)

売掛金の活用では、まず、金融機関がこれを担保に取って、ABL を行うことが考えられます。ここで、中小企業の資産構成をみると、ABL の担保対象となり得る資産のうち、売掛金と棚卸資産を足した額は土地の金額に匹敵しており、ABL の活用余地は大きいと考えられます。しかしながら、日本の ABL の市場規模は 3,000～5,000 億円で推移しており、米国の ABL の市場規模 4,800 億米ドルの僅か 1%程度にすぎません。また、ABL など「その他担保」を活用している貸出金の担保に占める割合は、2011 年度で 2.5%にすぎません。

こうした中、日本銀行では「成長基盤強化を支援するための資金供給」の一環として、2011 年 6 月から ABL 等を対象とした 5,000 億円の貸付枠を導入しています。もともと、その残高は、現在、約 1,000 億円で、うち売掛金を担保とした ABL は 200 億円程度にすぎません。このように、売掛金の ABL としての活用は、発展途上の段階にあります。

この売掛金を ABL として活用するメリットは、単に担保余力が増えることに止まりません。売掛金を担保に取って、入出金情報を得るなど企業を常日頃からモニタリングしていくことは、一時点のバランスシートから得られる静的な情報に止まらない、企業に関する動的な情報を把握できるというメリットもあると考えられます。

第一部では、売掛金を ABL に活用していく際の、企業実態把握の側面にも触れていただければと思っています。

## ③ 売掛債権流動化の手法(資料 P11～12)

金融機関にとって、売掛金の活用は貸出の担保だけではありません。SPV (Special Purpose Vehicle) を使った売掛債権の流動化やファクタリングなども考えられます。ここでは、金融機関は、SPV に対して、売掛債権を裏付けとするローン (ABL、この ABL は Asset Backed Loan であり、前述の Asset Based Lending とは異なる) を供給する、あるいはファクタリングのように売掛債権を買い取る、などの役割を果たすこととなります。こうした債権流動化の市場規模(ファクタリングを含めないベース)については、他の流動化・証券化市場同様、リーマンショック後に縮小した後、横ばいで推移する状況が続いています。第一部では、こうした SPV を活用した売掛債権流動化への取り組みもお話いただく予定です。

### 3. 電子記録債権の活用(資料 P13～15)

後半の第二部のテーマは、電子記録債権の活用についてです。手形には紙媒体であることによる物理的な制約がある一方、売掛債権には二重譲渡リスクなど法的な不確実性が払拭しきれないなど、それぞれに難点がありました。電子記録債権は、事業者の資金調達を円滑に図っていくために、ITを使ってそれらを克服する仕組みとして作られました。この電子記録債権には、電子的な記録で権利の内容を定めて、それを発生・譲渡させることで、取引の安全性、流動性を確保する点に最大の特長があります。

電子記録債権については、すでにメガバンク系3社が記録機関を立ち上げ、本年2月からは「でんさいネット」もスタートするなど、インフラの整備が進んでいます。「でんさいネット」については開業から2か月間で、登録社数が15万社を超えたと聞いております。

電子記録債権については、手形のような割引だけでなく、担保としての融資への活用や流動化など、これを使った金融サービスがどう提供されていくのかが今後の注目点です。こうした点について、本日のパネル・ディスカッションで議論する予定です。

### 4. 多様な商流ファイナンスの可能性(資料 P16)

在庫、輸送、売掛金、決済など商流の各段階に応じたファイナンスがあります。ABL(Asset Based Lending)は在庫や売掛金の段階から対応できます。また、売掛金と、それを電子化した電子記録債権の段階では、ABLのほかに割引や流動化といったファイナンスが可能になります。また、受発注情報に基づくPO(Purchase Order)ファイナンスは、本日は特に扱いませんが、貿易金融などにおいて活用されている事例があります。こうした商流ファイナンスに取り組む上で重要なことは、前述のとおり、日々、企業とコミュニケーションを図ることによって得られる動的情報の把握です。

今、地域経済の活性化のため、金融機関の役割が改めてクローズアップされています。そうした中、一方では、個人保証や不動産担保に過度に依存することなく資金供給を行う必要性も指摘されています。ABLのような不動産担保に依存しない融資は、東日本大震災の被災地を含めた中小企業金融の円滑化にも効果があると期待されると思います。また、電子記録債権市場というインフラをうまく活用していくことは事業者の資金調達の円滑化を図っていく上で一つの大きな鍵になり得ると思います。本日のセミナーが「中小企業金融の多様化」についての議論を深める一つの機会になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。